

鳥取縣公報

本報ノ大キサハ、規定規格A5判

昭和二十四年二月二十三日
外 水曜日

告示

鳥取縣告示第百二十六號

昭和二十四年二月鳥取縣告示第九十三号「兒童福祉法による措置等のため支出する費用の基準」につき次の施設を追加し事務費を左の通り定める。

昭和二十四年二月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別	施設名	所在地	月	額
母子寮	米子母子寮	米子市	一四	四三〇円
同	倉吉同	東伯郡倉吉町	一一	三一八
同	溝口同	日野郡溝口町	八	七七二
保育所	愛光園	八頭郡賀茂村	一二	二一九
同	淀江保育園	西伯郡淀江町	一	六七八
同	渡青々園	同 渡村	一二	四八〇

正誤

昭和二十四年二月鳥取縣告示第九十三号「兒童福祉法による措置等のため支出する費用の基準」を次のように正誤する。

誤	正	頁段	行備考
措置費等	措置等	一上	二削除
第二十四條及び第三十七條	第二十四條及び第二十七條	一上	二訂正
小さき園	上井保育園	二上	二訂正
兒童厚生施設を除く	厚生施設及び救護院を除く	三上	一六加入
学校給食として	学校給食費として	三下	一加入

鳥取縣公報 毎週 隔日発行 (休日ニ當リ) 昭和二十四年二月二十三日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可